

講座・講習

【豊野町コミュニティーセンター講座】

■ポーセラーツ教室



日程 7月9日(金)
 時間 13時30分～15時30分
 参加費 1,800円程度(材料費)
 持参物 ハサミ
 定員 15人程度
 申込期間 6月3日(水)～6月15日(月)

■きめこみパッチワーク教室



日程 7月13日～令和9年2月22日
 月2回月曜(全16回)
 時間 13時30分～15時30分
 参加費 一作品1,500円程度
 定員 8人程度
 申込期間 6月3日(水)～6月15日(月)

■さしより野菜Cooking教室



日程 7月16日～令和9年2月18日
 月1回第3木曜(全8回)
 時間 10時～13時
 定員 8人程度
 参加費 500円程度
 持参物 米1合
 申込期間 6月3日(水)～6月15日(月)

■大人のドールハウスとミニチュアづくり教室



日程 8月5日(水)・12日(水)
 時間 13時30分～15時30分
 定員 15人程度
 参加費 1,500円(材料費)
 持参物 ハサミ
 申込期間 6月3日(水)～6月22日(月)

共通事項

場所 豊野町コミュニティーセンター 申込方法 申し込みフォーム、電話(平日9時～17時)
 ※各講座、人権学習を実施します。 ※新規受講者を優先します。
 豊野町コミュニティーセンター ☎45-2955

事業者向け

農業者年金
早めの提出を

受給者には、農業者年金基金から年金を受給する資格があるかどうかを年に1回確認する「現況届」が5月下旬に送付されています。期限までに必ず提出してください。
 提出期限 6月30日(水)
 提出先 農業委員会事務局、各支所
 農業委員会事務局
 ☎(32)1341

共同利用する農業用機械や付属機械などの導入を支援します(第1回受付)



☎ 農政課 ☎32-1641

対象

- 1 認定農業者または認定新規農業者が代表となり組織する団体
 - 2 農事組合法人
 - 3 農業者が組織する団体(認定農業者に限らない)
- ※ 1 3 農業者3戸以上で共同利用

補助対象経費

補助対象者が自らの農業経営に必要な機械などの取得費(消費税、中古を除く)

補助率

補助対象経費の3/10以内(上限額100万円)

要件

補助対象機械などの税抜き価格が50万円以上

受付期限 6月26日(金)

※先着順・ポイント制ではありませんが、予算を超過した場合は認定農業者などを優先します。

☎ 国税務課 ☎(32)1487

令和8年度の調査方法

6月～8月にかけて対象者に順次発送する調査票に、必要事項を記入し、場合によっては書類を添付して提出してください。
 提出先 国税務課・各支所総合窓口課
 ※同封の封筒で郵送も可
 提出期限 送付書面に記載
 ※詳しくは、対象者へ送付する依頼文を確認してください。
 ※今回は調査対象外でも、申告自体は全ての事業者が対象です。

相談

宇城市の相談日(6月)

要予約	福祉法律相談 豊 市社会福祉協議会 ☎32-1055 17(水) 14時～16時30分 豊 三角防災拠点センター
	人権相談 豊 人権啓発課 ☎32-1708 12(金) 13時～16時 豊 市役所新館1階 第4会議室
要予約	人権・行政相談 豊 人権 人権啓発課 ☎32-1708 豊 行政 熊本行政評価事務所 ☎096-326-1100 13時～16時 豊 不知火防災拠点センター 研修室4 9(水) 豊 豊野支所2階 小会議室 13時30分～16時30分 豊 三角支所2階 大会議室
	11(木) 13時～16時 豊 ラポート2階 研修室
要予約	こころの健康相談 豊 県宇城保健所 ☎32-1207 11(木) 14時～16時 豊 県宇城保健所
	行政書士相談(相続・遺言) 豊 総務課 ☎32-1798 11(木) 13時～16時 豊 市役所新館1階 第5会議室

毎日・平日の相談

要予約	◆ 高齢者相談 在宅医療・介護相談 豊 市地域包括支援センター ☎25-2015 平日 8時30分～17時15分 豊 市老人福祉センター ※電話相談は24時間対応
	◆ 女性相談 豊 子ども未来課 ☎32-1404 平日 9時～16時(金は15時まで) 豊 子ども未来課
要予約	◆ 子ども相談 豊 市子どもセンター ☎33-1118 平日 9時～16時 豊 市子どもセンター
	◆ 児童虐待相談 豊 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 毎日 24時間 電話受け付け

確定申告とは別に申告していますか
償却資産の調査を実施中



事業に使う償却資産は、所在する自治体に申告する義務があります。市では令和6年度から償却資産の保有状況調査を実施し、適正課税を進めています。
 対象 確定申告・住民税申告で事業収入がある人
 実施期間 令和6年度から約5年間、対象者を分けて実施